

使用細則

- 1、収容物については、基金属、絵画、骨董品、その他の美術品、有価証券紙幣、危険物薬品及びこれに準ずる物、動植物、その他所持を禁止されたものを収容してはならない。
- 2、収容物の単価が10万円を超える場合は、乙は文書にて甲に申告し、甲の同意を必要とする。また収容物の総額が100万円を超える場合も同様とする。
- 3、甲、又は甲の関連業者の従業員が入・出庫の業務を行った場合は、乙は荷役料金を負担する事。
- 4、トランクルーム内にむやみに釘を打つ、壁等に金具を付ける、絵・シール等を貼らない事。
- 5、トランクルーム内や場内で、火や熱の出るものを扱わない事。
- 6、住居並びに事務所等に使用しない事。動植物の飼育、栽培等はしない事。
- 7、撤去時、トランクルーム内の清掃は各契約者が責任を持って行う事。
- 8、通路部分又はその他のスペースに、荷役作業以外の私物並びに廃棄物を置かない事。
- 9、ごみは、どの種類でも投棄又は放置を絶対にしない事。